

## 廃棄物処分手数料等の改定について

### 1 趣旨

弘前市では、現在、新たな廃棄物最終処分場の整備を進めており、平成29年10月供用開始を予定しています。

一方、現在の埋立処分手数料等（以下、「手数料等」という。）は、平成9年4月1日に設定されたものであり、社会的廃棄物情勢や、中間処理手数料との均衡など、適切に反映されていない状態と言えます。

そこで、処分場の整備や維持管理に要する経費、搬入される廃棄物の性状等を勘案し、手数料等を改定するものです。

### 2 改定料金(案)

種 類	改 定 後	現 行	
一般廃棄物 または 産業廃棄物	10kgまでごとに <b><u>税抜130円</u></b>	100kg以上	100kgごとに 税込210円
		100kg未満	無 料

### 3 算出方法

新たな廃棄物最終処分場の、施設整備等に要する費用（うち、国庫補助分を除く。）及び維持管理に要する費用について、供用期間である15年を基に年額を算出するとともに、総埋立容量から廃棄物の年間埋立重量を算出します。

費用の年額を廃棄物の年間埋立重量で除した値に、嵩比重に基づく負担率を乗じることで、単位重量あたりの手数料等を算出します。

### 4 年間費用（C）の算出

$$C = a + b = 183,452 \text{ (千円/年間)} = \underline{183,452,000 \text{ (円/年間)}}$$

$$a : \text{イニシャルコスト} \quad 132,609 \text{ (千円/年間)}$$

$$b : \text{ランニングコスト} \quad 50,843 \text{ (千円/年間)}$$

※ イニシャルコストとランニングコストの内訳については、〈表-1〉を参照

### 5 年間埋立重量（W）の算出

#### (1) 年間埋立容量（V）

$$V = \{ c \times (1 - d) \} \div e = \underline{10,453 \text{ (m}^3\text{)}}$$

$$c : \text{埋立容量} \quad 224,000 \text{ (m}^3\text{)}$$

$$d : \text{覆土率} \quad 0.3$$

$$e : \text{供用年数} \quad 15 \text{ (年間)}$$

※ 覆土率 (0.3) と供用年数 (15年間) については、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010改訂版 (財団法人 全国都市清掃会議)」に掲載されている、最終処分場整備に関する基本的計画事項を参考とした。

## (2) 年間埋立重量 (W)

$$\begin{aligned} W &= V \times f = 10,453 \text{ (m}^3\text{)} \times 1.14 \text{ (t/m}^3\text{)} = 11,916.42 \text{ (t)} \\ &= \underline{11,916,420 \text{ (kg)}} \\ f &: \text{ 焼却灰嵩比重 } 1.14 \text{ (t/m}^3\text{)} \end{aligned}$$

## 6 手数料等の額

主搬入廃棄物1kgあたりに係る経費は (C/W) より、  
183,452,000 (円/年間)  $\div$  11,916,420 (kg)  $\doteq$  15.394 (円/kg)  
15.394 (円/kg)  $\times$  87% (比重割合に応じた負担率)  $\doteq$  13 (円/kg)  
つまり、10kgまでごとに130円 (消費税等別途)

## 7 手数料等設定の考え方

### (1) 中間処理 (焼却処理等) 手数料との平準化の観点

弘前地区環境整備事務組合が定める中間処理手数料 (消費税別途) は「燃やせるごみ」が10kgまでごとに100円、「燃やせないごみ、大型ごみ」が10kgまでごとに125円となっています。

それに対し、当市で定めている現行の手数料等は、中間処理より安い料金に設定されているため、安易な最終処分を避けるためにも、不燃物を主とする埋立処分は、12.5円/kg以上であることが望ましい。

### (2) 搬入廃棄物の嵩比重に基づく観点

埋立処分場への主搬入物である焼却灰の嵩比重が1.14 t/m<sup>3</sup>であるのに対し、直接搬入が想定される石 (漬物石、台座等)、家屋解体材 (業者を使わず、自ら解体したものに限り)、金属くずなどの嵩比重の平均は1.305 t/m<sup>3</sup>であり、同じ重量で比較すると直接搬入の方が体積が少なく、単位重量あたりでは焼却灰の87%となります。

埋立処分場の処理能力は容量によって決定されることから、搬入物の体積割合に応じた負担率を勘案し、直接搬入における負担率を87%に設定するのが望ましい。

$$[\text{算出式}] \quad 1.14 \text{ (t/m}^3\text{)} \div 1.305 \text{ (t/m}^3\text{)} = 0.87356$$

※ 廃棄物の嵩比重については、青森県で定める県外産業廃棄物の搬入・計測に係る値を採用 (燃え殻で1.14t/m<sup>3</sup>、工作物の新築・改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物で1.48t/m<sup>3</sup>、金属くずで1.13t/m<sup>3</sup>)

〈表-1〉 経費算出内訳

単位：千円

区分	内 訳	国庫交付金 (充当率1/3)	実負担経費 (交付金除く)	算 定 額
イ ニ シ ャ ル	施設整備に関する計画支援事業 (基本設計, 地形測量, 地質調査, 生活環境影響調査, 実施設計)	26,460	69,930	64,750
	第2次第2区画整備事業 (造成工事, 施工監理)	555,977	1,124,691	1,041,380
	車両購入費(重機等)		72,356	66,996
	第2次水処理施設改築更新事業		881,302	816,020
	計	582,437	2,148,279	1,989,146
	供用期間(15年間)で除した1年 あたりのイニシャルコスト			<b>132,609</b>
ラ ン ニ ン グ	人件費(1年あたり)			17,525
	物件費(1年あたり)		35,984	33,318
	計			<b>50,843</b>

備考1 人件費を除く算定額については、消費税等抜きの金額である。

2 施設整備に関する計画支援事業費のうち、17,010千円は国庫交付金の対象外である。

3 第2次第2区画整備事業費のうち、12,734千円は国庫交付金の対象外である。